資料1

都道府県における危機管理センター等について（調査結果）

調査の経緯・実施目的

第7回検討会において「危機管理事案に対応するために平素から取り組むべき事項」として「危機管理センター等ハード面の整備」について検討を行ったところ、委員の先生より「47都道府県の中で危機管理センターのようなものを持っているのはいくつくらいか。」等のご質問があった。

そこで、検討会における議論を充実させるとともに、危機管理センター等に係る基礎的資料を得るため、調査を行うこととした。

調査の実施

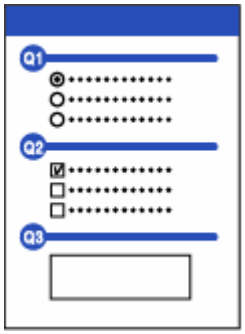

調査項目：危機管理センター及び代替的に災害対応を行う場所（以下、「危機管理センター等」という。）の配備状況、機能等
調査実施先：47都道府県
調査基準日：平成19年8月1日

調査結果の取りまとめ

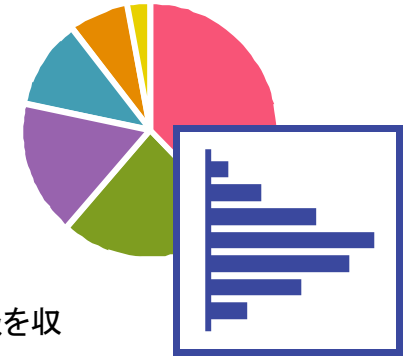

調査票の回収状況：43団体から回収（回収率91．4%）
（平成19年9月18日現在）
調査の取りまとめ方法：調査結果を把握しやすくするため、調査票の設問の順序を適宜入れ替えて取りまとめを実施。

※ここでいう危機管理センターとは、災害対策本部を設置するような危機の発生時において、情報を収集・整理・伝達するために設けられている場所であって、一定の設備・機能を備えているものをいう。

都道府県における危機管理センター等について①

1. 貴団体において危機管理センターを配備していますか？

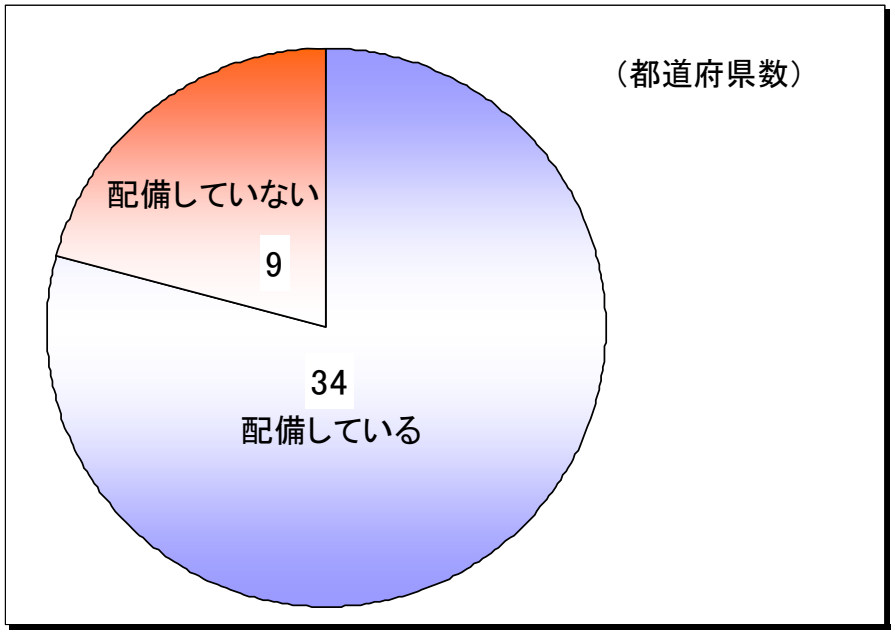

2. 危機管理センター等はどこに配備していますか？また、本庁舎にない場合はどれくらいの距離にありますか？

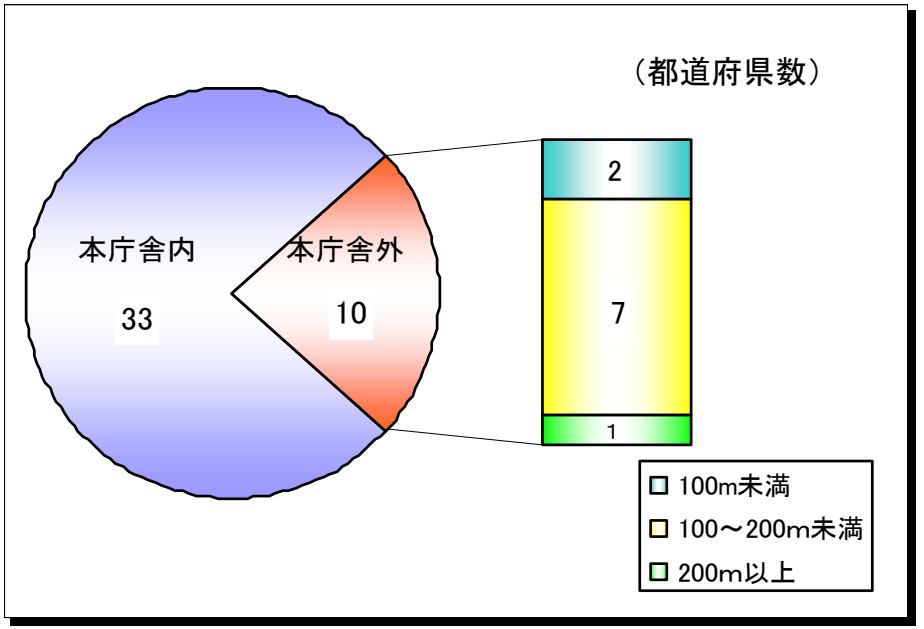

・都道府県においては、約79%の団体において災害対策用の危機管理センターを配備している。

・危機管理センターを配備していない団体の中で今後、配備予定があると回答した団体は1つだった。

・都道府県においては、約77%の団体において本庁舎内に災害対策本部を設置する。

都道府県における危機管理センター等について②

3. 危機管理センター等は何階にありますか？

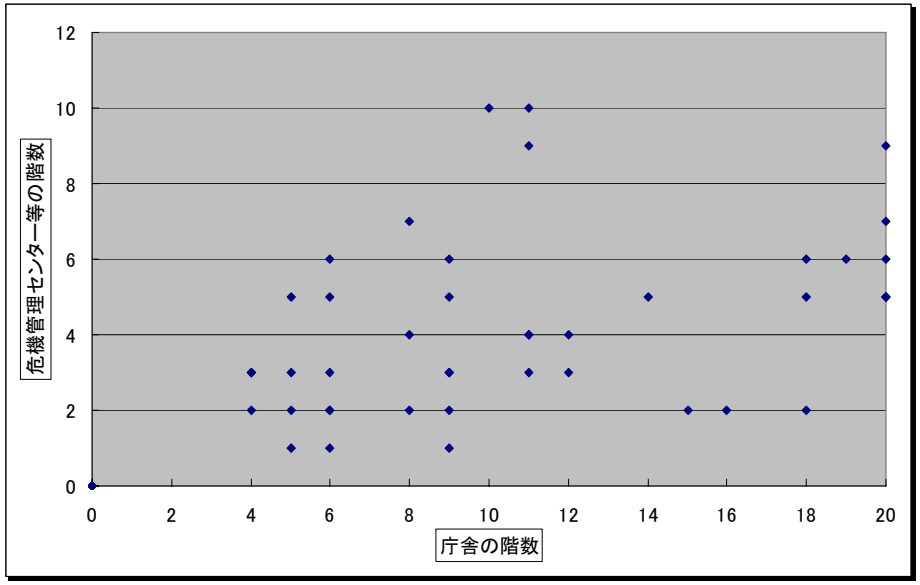

4. 危機管理センター等の面積はどれくらいですか？

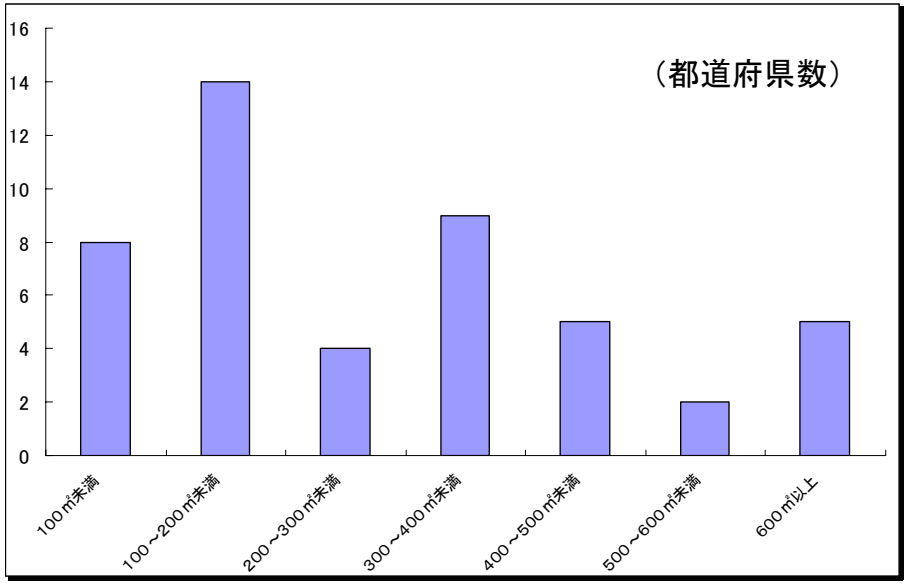

・危機管理センター等の機能を複数階に渡って保有している団体も見られた。

・危機管理センター等は全国平均で4.2階に配備されている。

・危機管理センター等の床面積は100～200㎡の団体が多いが、平均すると約400㎡となる。
（参考）総務省消防庁に整備されている消防防災・危機管理センターの面積は約500㎡となっている。

・一つの庁舎全体が危機管理専門の建物となっている団体もあった。

都道府県における危機管理センター等について③

5. 平素から災害対策本部のレイアウトを決めていますか？また、機器は配備していますか？

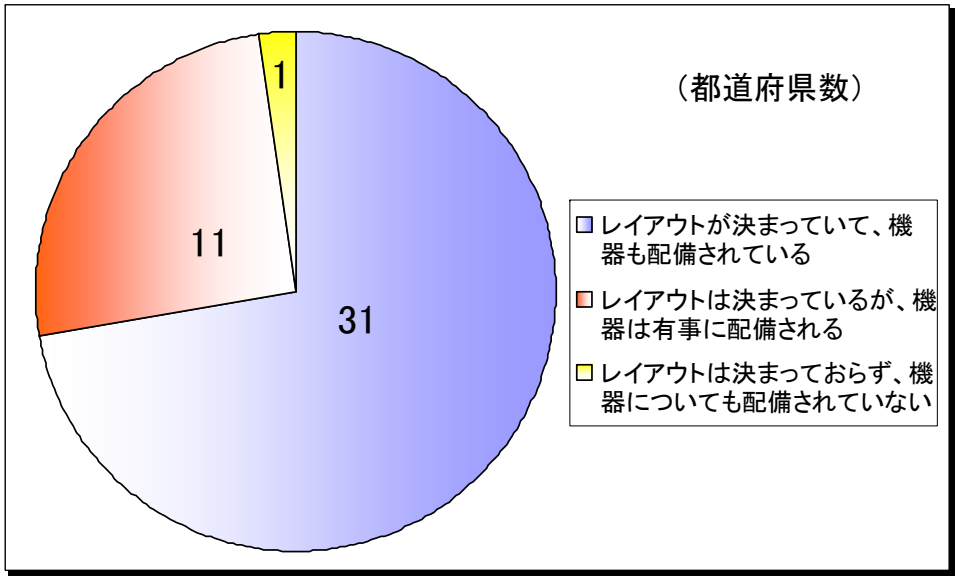

6. 夜間、危機管理センター等は施錠していますか？また、鍵は何箇所で保管していますか？

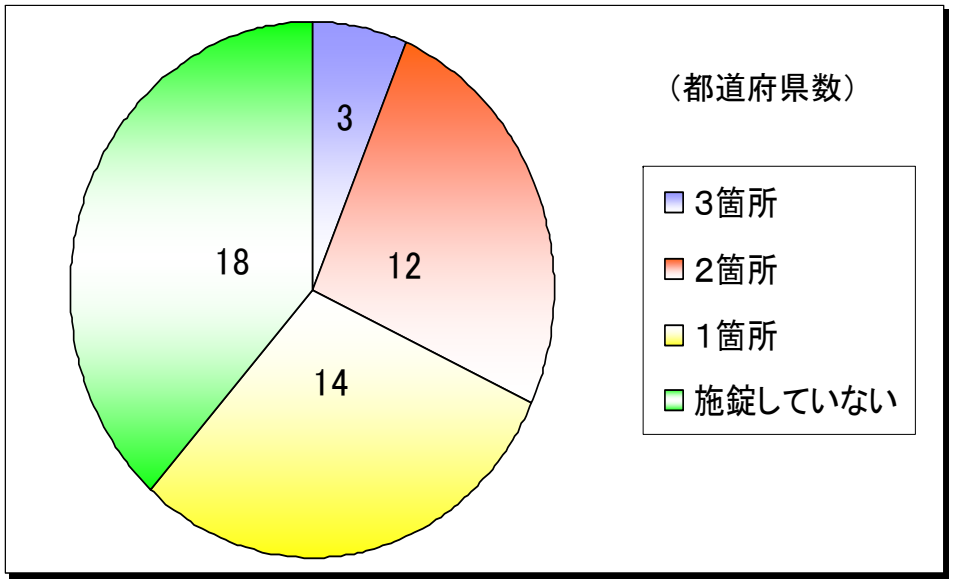

・ほとんどの団体において平素からレイアウトは決めてられている。なお、通常業務で使用しているパソコンを持ち込むという回答も見られた。
・危機管理センターを配備している団体のほとんどがレイアウトを決めており、機器も整備している。
・ほぼ半数の団体が、危機管理センター等の鍵は危機管理担当課又は宿直室において保管している。

都道府県における危機管理センター等について④

7. 危機管理センター等においてどのような設備を配備していますか？

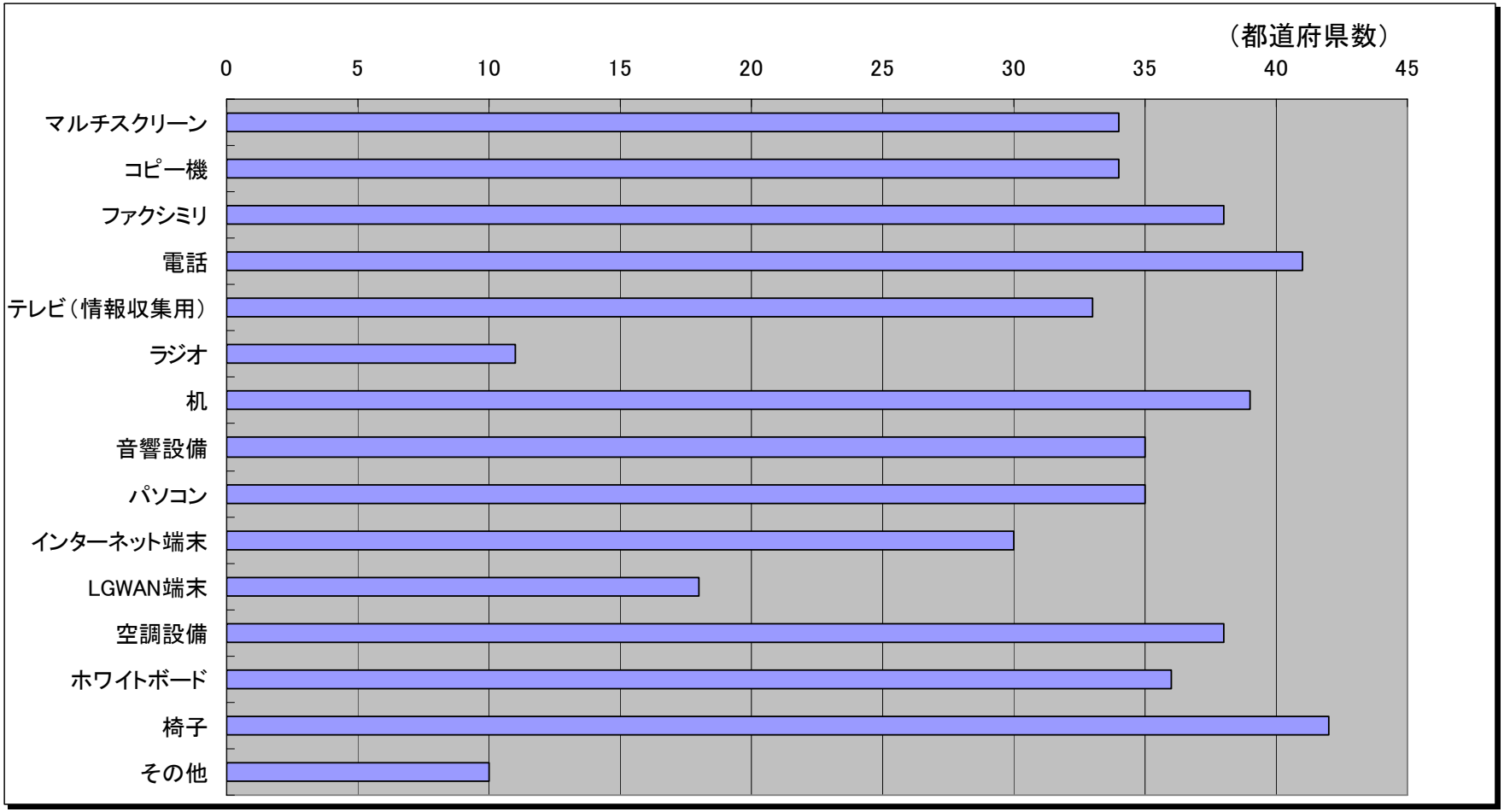

・その他には書画カメラ、電子白板、室内カメラ、プロジェクター、DVDレコーダ、CDレコーダ等がある。

都道府県における危機管理センター等について⑤

8. 危機管理センター等においてどのようなシステムを配備していますか？

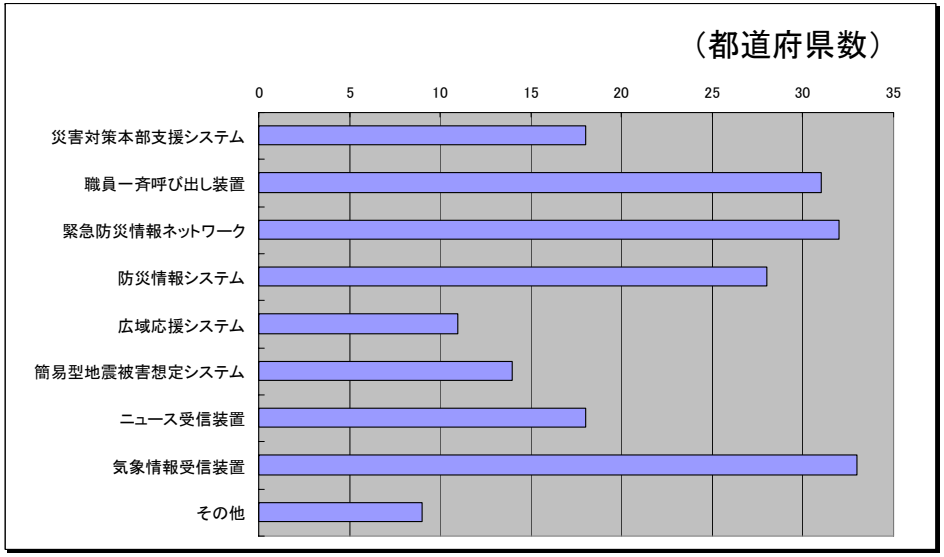

9. 危機管理センター等においてどのような通信回線を配備していますか？

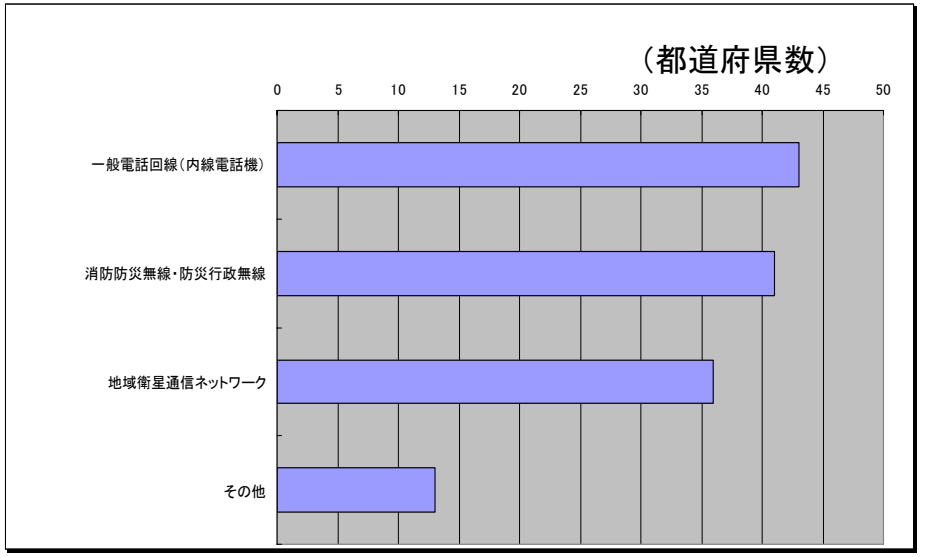

・その他にはヘリTV、土石流情報受信装置、環境放射線モニタリングシステム、道路等情報システム、原子力環境情報ネットワークシステム、高所カメラ、衛星電話、中央防災無線、国土交通省無線回線、石油コンビナート無線等がある。

危機管理センター等が被災した場合の代替的な施設について①

1．被災等で危機管理センター等が使用できなくなった場合に、代替的に災害対応を行う場所はありますか？

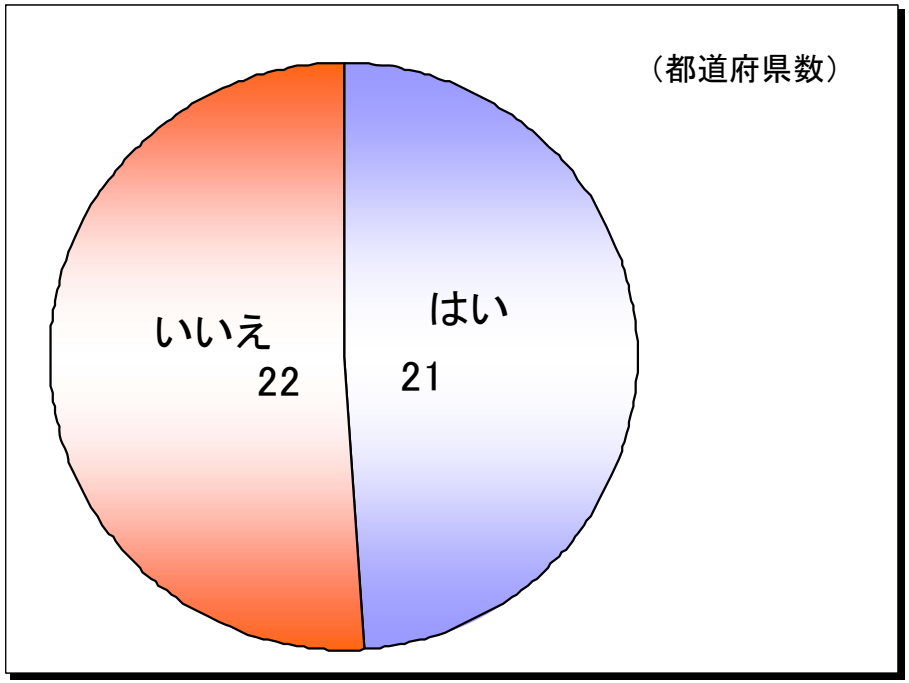

2．代替的に災害対応を行う場所は本庁舎からどれくらいの距離にありますか？

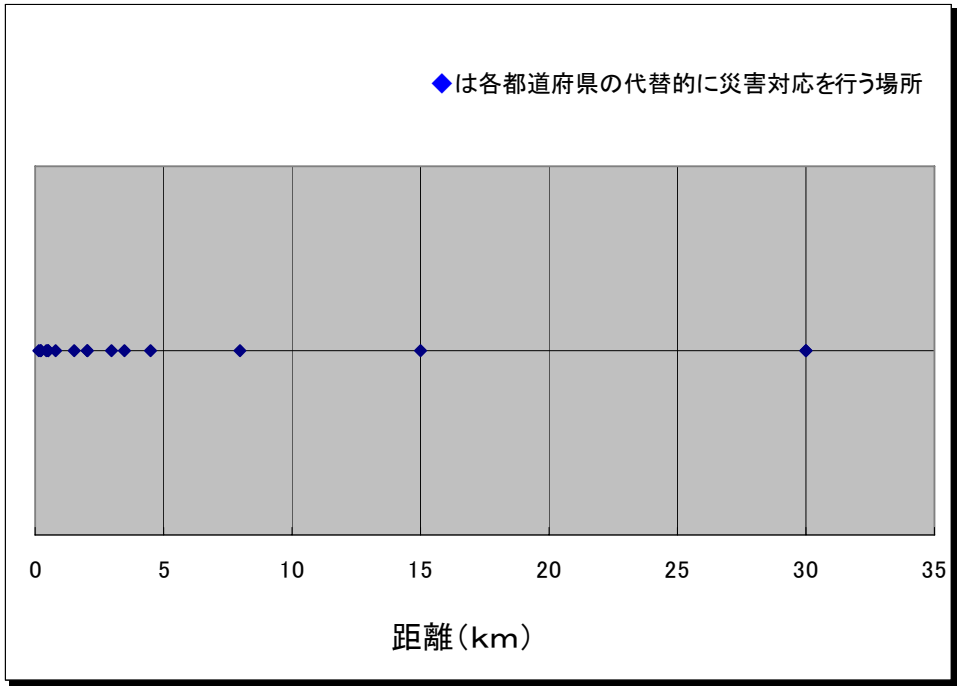

・危機管理センター等の被災等で代替的に対応する場所を設けている団体は全体のほぼ半分である。

・本庁舎と代替的に対応する場所との距離はほとんどの団体が3km以内に収まるが、一番離れているところでは30kmという回答があった。

危機管理センター等が被災した場合の代替的な施設について②

3. 代替的に災害対応を行う場所の面積はどれくらいですか？

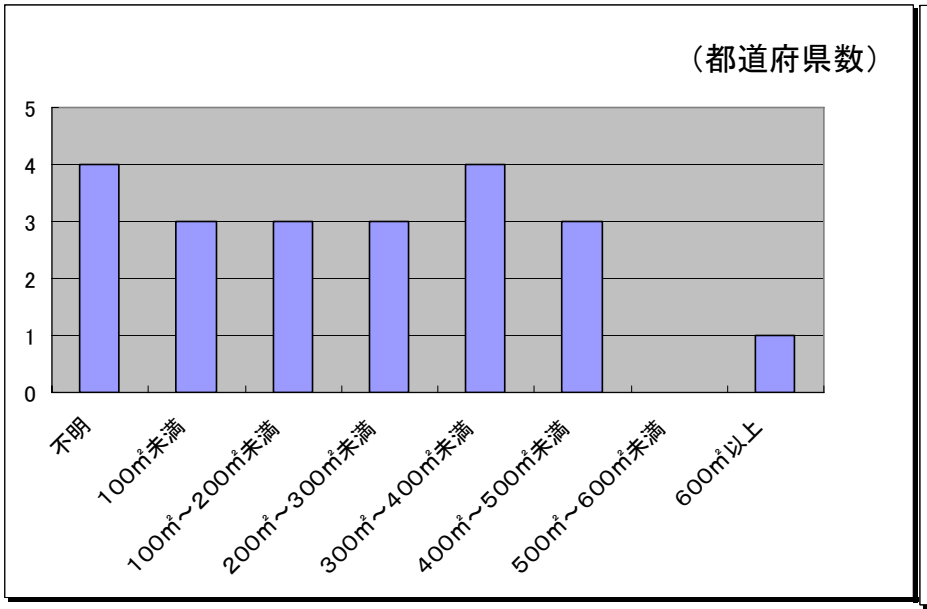

4. 代替的に災害対応を行う場所のレイアウトを決めていますか？また、機器は配備していますか？

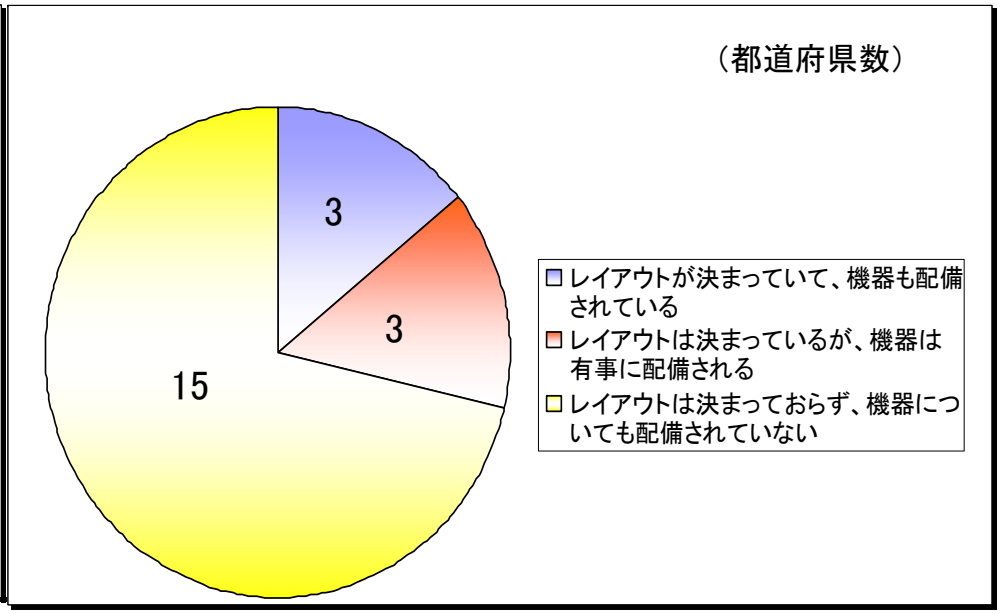

・代替的に対応する場所の面積の平均は約270㎡で、危機管理センター等（平均約400㎡）に比べると半分程度の広さである。

・危機管理センター等ではほとんどの団体においてレイアウトが決められていていたが、代替的に災害対応を行う場所を持つ団体では約29%に留まった。

危機管理センター等が被災した場合の代替的な施設について③

5. 代替的に災害対応を行う場所は、危機管理センター等に比較すると、どれだけの能力を有していますか？

（都道府県数）

	同程度	やや劣る	著しく劣る
システム	1	7	13
通信回線	4	9	8
設備	2	9	10
備蓄	11	4	6

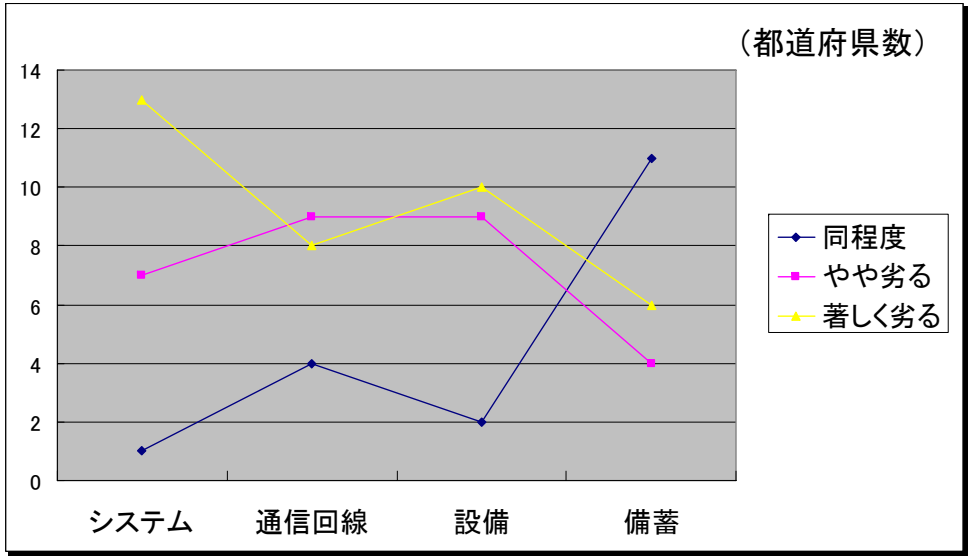

・代替的に災害対応を行う場所は、危機管理センター等と比較するとシステム及び設備において著しく劣る傾向がある。備蓄に関しては、本庁と離れている防災センターを指定している団体があるためか同程度のレベルを保っている団体が多い。

資料２（第７回検討会における資料１の修正版）

「最終報告書」、「危機管理指針充実のための視点（仮称）」及び「危機管理指針参考モデル（仮称）」の関係（イメージ）

※　危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に対して統一的な組織のあり方や全庁的な対応方針を示すもの。

◎平成18年10月1日現在、47都道府県のうち38団体で策定済み

都道府県において策定されている「危機管理指針（※）」の記載項目等の検証

◆「危機管理指針参考モデル（仮称）」骨子（案）の作成・提示

都道府県において策定されている「危機管理指針」中、先行的・特徴的な記述（取組み）内容等の分析

反映

◆検討会における議論◆

Ⅰ．危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能

前々回及び今回の会合で検討を行う事項

Ⅱ．総合的な危機管理体制の整備方策

①危機管理組織のあり方

次回の会合で検討を行う事項

②危機管理事案への対応のあり方

今回の会合で検討を行う事項

③危機管理事案に対応するため平素から取り組むべき事項

④危機管理分野における人材育成のあり方

前回の会合で検討した事項

◆最終報告書◆

◎作成主体：検討会

反映

「危機管理指針充実のための視点（仮称）」及び「危機管理指針参考モデル（仮称）」の策定

◎作成主体：消防庁

「危機管理指針充実のための視点（仮称）」は、現在地方公共団体で策定されている「危機管理指針」の質をより高めるために参考とすべき視点を示すものであり、「危機管理指針参考モデル（仮称）」は、消防庁がこれらの視点を踏まえた「危機管理指針」の一つの参考モデルを示すもの。

地方公共団体へ還元

危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能

資料３

地方公共団体の果たすべき機能に係る第7回検討会における委員指摘事項等

◆　この約40項目をもう1ランク突っ込んだところまでいければよい。

◆　目的というものをもう少し明確にしておけば、それを達成する目標が機能であるというような感じにすると少し整理しやすくなる。

◆　今までのものは常に被害が出た後の後追いと見える。危機管理からすると、例えばシミュレーションみたいな、事前にどこまで進展するかということを検討して先に手を打つというところが今まで決定的に欠けていた。

◆　現場で今やっていますよということをチェックするとか、この機能が進行しているかチェックするという機能はあった方がいい。

◆　危機管理の場合の機能としては、初期に要求している機能が一回は失敗するということを前提に、それを補正する機能は必ず要る。

各危機管理事案に該当する「一般化・抽象化」した地方公共団体の行動整理表（第7回資料6）　修正のポイント

◆　それぞれの機能（＝行動）の「目的」を意識しながら、細分化を行う。

◆　危機がどこまで拡大するかということを先読みし、それに対して手を打つ機能を追加する。

◆　求められている機能を果たせているかどうかをチェックする行為を対応のあり方に盛り込む。

◆　ある機能を果たせなかった場合に、その機能を補正する行為を対応のあり方に盛り込む。

「地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査」の結果

実際の危機管理事案への対応において不十分で課題が残ったと認識されているもの

（団体数、全体に占める割合％）

	全団体	都道府県	市	特別区
現地からの情報収集	41 （34．5%）	19 （40．4%）	17 （34．7%）	5 （21．7%）
マスコミへの情報提供、問い合わせ対応	40 （33．6%）	19 （40．4%）	17 （34．7%）	4 （17．4%）
市民への情報提供、問い合わせ対応	44 （37．0%）	15 （31．9%）	22 （44．9%）	7 （30．4%）
組織内での情報共有	41 （34．5%）	14 （29．8%）	20 （40．8%）	7 （30．4%）
関係機関への情報伝達	30 （25．2%）	14 （29．8%）	12 （24．5%）	4 （17．4%）
現地等からの情報集約体制の構築	29 （24．4%）	14 （29．8%）	12 （24．5%）	3 （13．0%）
現地への職員の派遣	23 （19．3%）	9 （19．1%）	10 （20．4%）	4 （17．4%）
職員の緊急参集	27 （22．7%）	8 （17．0%）	10 （20．4%）	9 （39．1%）
首長、幹部への第一報の連絡	17 （14．3%）	8 （17．0%）	3 （6．1%）	6 （26．1%）
対応方針、対処措置等の意思決定	22 （18．5%）	8 （17．0%）	11 （22．4%）	3 （13．0%）
事業担当部署との調製	23 （19．3%）	7 （14．9%）	11 （22．4%）	5 （21．7%）
対処措置に係る他の自治体との連携	10 （8．4%）	6 （12．8%）	3 （6．1%）	1 （4．3%）
市民、NPO、NGOとの連携	10 （8．4%）	6 （12．8%）	4 （8．2%）	0 （0．0%）
対処措置に係る国との連携	8 （6．7%）	5 （10．6%）	2 （4．1%）	1 （4．3%）
宿日直者による適切な参集連絡	12 （10．1%）	4 （8．5%）	4 （8．2%）	4 （17．4%）
臨時的な対応組織の立ち上げ	18 （15．1%）	4 （8．5%）	12 （24．5%）	2 （8．7%）
財政担当部署との調整	4 （3．4%）	3 （6．4%）	1 （2．0%）	0 （0．0%）
都道府県・国等への支援要請	5 （4．2%）	3 （6．4%）	2 （4．1%）	0 （0．0%）
議会対応	3 （2．5%）	2 （4．3%）	1 （2．0%）	0 （0．0%）
人事・組織担当部署との調整	2 （1．7%）	1 （2．1%）	1 （2．0%）	0 （0．0%）

※ 平成18年10月1日現在の数値を、消防庁国民保護室が取りまとめたもの。

※ ここでは、指定都市及び道府県庁所在の市（指定都市を除く。）の計49団体を市としている。

資料４

危機に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能（一覧表）

① 覚知・初動対応

①-1　危機発生の覚知（危機が発生した情報の入手）

1 何らかの事案が発生したという情報の入手
2 危機の可能性の覚知（危機の可能性が否定できない事象の認識）
3 何らかの事案が発生した場合の情報の伝達
4 事案の軽重の判断※1
5 危機の覚知（危機の発生の認識）

①-2　事案に係る情報の収集

6 テレビ、ラジオ等による情報収集
7 現場への電話連絡等による情報収集
8 関係機関からの情報収集
9 消防防災ヘリによる現地情報の収集
10 各種ツールによって得た、事案に係る情報の整理※2
11 発生事案に関連する可能性がある事案及び過去の対応の確認
12 危機拡大の可能性に関する分析
13 対応に必要なリソースの確認

①-3　首長、危機管理担当幹部等への第一報・続報※3

14 上位職への第一報・続報
15 危機管理担当幹部への第一報・続報
16 危機管理担当幹部の安否・所在の確認、参集可能時間の把握
17 首長等への第一報・続報
18 首長等の安否・所在の確認、参集可能時間の把握

①-4　庁舎内の安全・機能確保

19 庁舎内の安全確保（対策本部設置が可能かどうか等）
20 庁舎（対策本部）の機能の確認と確保※4

①-5　関係職員等の緊急招集

21 関係職員の緊急招集※5
22 危機管理担当幹部へ登庁の連絡
23 首長へ登庁の連絡

①-6　関係職員等の緊急参集

24 関係職員の参集
25 参集した職員の確認
26 参集職員の役割分担と配置
27 現状について参集職員に情報伝達・共有
28 危機管理担当幹部の登庁
29 首長の登庁

※1　事案の軽重を判断する基準について予め定めていることが望ましい。
※2　10～13は参集職員の可能な範囲で行う。
※3　情報が伝達されたことの確認が必要であり、連絡がつかない場合には予め指定された代理の者へ連絡する。
※4　ここでいう機能とは、電話、通信回線、冷暖房等業務を危機対応を継続して効率的に行っていく上で必要なものを指す。
※5　緊急招集の範囲を危機の種類、規模により予め定めておくことが望ましい。

② 危機に対する体制整備と対応

②-1　本庁における全庁的対応機能の確保

30 情報連絡室（仮称、知事以外がトップ）又は対策本部（仮称、知事がトップ）の設置※6
31 情報連絡室（仮称）又は対策本部（仮称）の運営に必要な資機材の確保
32 室員・本部要員の役割分担と配置
33 現状について室員・本部要員に情報伝達・共有
34 危機に係る情報の収集・整理
35 危機拡大の可能性に関する分析
36 対応方針案の検討
37 対応方針の決定
38 対策本部（仮称）の運営に必要な資機材の確保
39 本部要員の適正なローテーションの実施
40 本部要員の健康管理
41 本部要員の食料、休息所等の確保

②-2　現地における調整機能の確保

42 現地対策本部の設置
43 現地対策本部への職員の派遣
44 現地対策本部の運営に必要な資機材の確保
45 現地への移動手段の確保
46 現地への職員の派遣
47 現地調整所の設置※7
48 現地調整員の役割分担と配置
49 現地調整所の運営に必要な資機材の確保

②-3　組織内での情報共有

50 組織内での情報共有徹底
51 重要情報の共有の確認
52 公開可能な情報と内部情報の分別の徹底

②-4　部局間の役割の調整

53 部局間の役割の調整
54 平常業務との調整

②-5　職員の安否確認

55 参集していない職員の安否確認
56 職場で怪我をした職員の治療・救護
57 職員の家族の安否確認
58 職員に家族の安否の伝達

②-6　被害情報等の収集・整理

59 被災地との通信手段の確保※8
60 被害情報等の収集・整理
61 被害情報等の庁内での情報共有
62 危機の発生原因の特定及び調査※9
63 今後の被害発生状況の予測

②-7　国関係機関に被害情報等の報告

64 消防庁に被害情報等の報告
65 その他国関係機関に被害情報等の報告

②-8　市町村等に被害情報等の伝達

66 市町村に被害情報等の伝達
67 県関連組織に被害情報等の伝達

※6　情報連絡室（仮称）及び対策本部（仮称）の設置基準を定めておくことが望ましい。
※7　47～49については、一義的には市町村が行う。役割分担については予め定めておくことが望ましい。
※8　連絡が取れない場合には、代替手段を用いる。
※9　独力では困難な場合は、国関係機関や専門家の協力を得るのが望ましい。連絡が取れない場合には、代替手段を用いる。

③ 関係機関との連携

③-1　県関連組織との連携

68 公安委員会・警察、教育委員会等の県関連組織から情報収集
69 警察からテロや事件・事故に関する情報の収集
70 警察交通規制の情報収集
71 警察に対応要請

③-2　管内市町村との連携

72 被災市町村からの情報収集
73 市町村の対応状況の把握
74 被災市町村以外の市町村からの情報収集
75 被災市町村に活動状況の伝達
76 市町村に危機発生時の対応について助言・進行管理
77 被災市町村以外の市町村に対する被災市町村への応援の指示
78 被災市町村への応援派遣

③-3　消防との連携

79 消防本部からの情報の収集
80 消防の活動状況の取りまとめ
81 被災市町村に応援状況の連絡
82 消防庁に消防の活動状況の報告
83 消防庁からの連絡を市町村に伝達
84 都道府県内における広域応援の指示
85 消防庁に対する緊急消防援助隊の出動要請
86 部隊の集結地等の調整
87 部隊間の連絡調整

③-4　国関係機関との連携

88 国関係機関に対応状況の報告
89 国関係機関からの情報の収集
90 危機への対応に係る助言の依頼
91 危機に係る専門家の派遣要請
92 国関係機関の関係業務との調整
93 国関係機関の業務に係る他の都道府県との調整依頼

③-5　他の都道府県との連携

94 同種の危機を経験している都道府県に助言の依頼
95 近隣都道府県の状況把握
96 近隣都道府県に相互応援の要請
97 より重度の被災近隣都道府県への支援

③-6　自衛隊との連携

98 危機対処等のアドバイス依頼
99 災害出動等の要請
100 部隊の集結地等の調整

③-7　医療機関（民間）との連携

101 利用可能な医療施設の把握
102 医療施設・資機材・人員の確保支援
103 傷病者への対応のアドバイス依頼
104 医薬品の提供、医師の出動の依頼（DMATを含む。）
105 傷病者等の受入体制の依頼
106 傷病者等の受入可能数などを他の機関（市町村）へ連絡
107 近隣都道府県への医療協力要請

③-8　その他関係機関との連携

108 ライフライン事業者の対応状況把握
109 ライフライン事業者への優先順位等の調整
110 業務（施設管理）委託先企業との連絡・調整
111 公社・第3セクターとの連絡・調整
112 関係施設の警備強化等の要請・指示

③-9　外部の専門家集団の知見活用

113 専門家への連絡・派遣要請
114 専門家から専門的知見の入手
115 専門的知見の現場への伝達
116 専門家の移動手段等の確保

③-10　NGO、ボランティア等との連携

117 NGO、ボランティアの受入体制の確保
118 NGO、ボランティアの活動の調整
119 主要団体などへの連絡（受付場所等）

④ 広報活動等

④-1　住民への情報提供

120 ホームページ、メール等による直接の情報提供
121 テレビ、ラジオ等マスコミを通じた情報提供
122 住民向け説明会の実施
123 庁舎への張り紙、ビラの配布
124 市町村に住民向け広報の依頼
125 広報設備のある施設へ広報の依頼

④-2　住民からの問い合わせへの対応

126 連絡窓口の一本化及び住民への連絡
127 問い合わせ・苦情・要求への対応

④-3　マスコミへの情報提供

128 記者会見・報道発表の時間と場所の確保・発表
129 記者会見・報道発表で公表する情報の調整
130 記者会見・報道発表用資料の作成
131 知事等による会見・報道発表の実施

④-4　マスコミからの問い合わせへの対応

132 連絡窓口の一本化及びマスコミへの連絡
133 問い合わせ・要求への対応
134 入室規制、過剰な現地取材の抑制などの協力要請
135 マスコミ報道内容の把握と誤りの訂正

⑤ その他

⑤-1　活動等の記録

136 活動の記録文書の作成
137 被災現場、活動状況の撮影

⑤-2　活動等の進行管理

138 適正な行動が行われているかどうかの不断の確認

危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能の流れ（イメージ）

参考資料４－１

＜危機管理事案に対する地方公共団体の対応＞

平時

○人材育成、研修　○計画作成
○訓練　○マニュアル作成

○研究
○監視活動
○備蓄　等
対象外

発災

①覚知・初動対応

①-1　危機発生の覚知（危機が発生した情報の入手）
①-2　事案に係る情報の収集
①-3　首長、危機管理担当幹部等への第一報・続報
①-4　庁舎内の安全・機能確保
①-5　関係職員等の緊急招集
①-6　関係職員等の緊急参集

事案への対処

②危機に対する体制整備と対応

②-1　本庁における全庁的対応機能の確保

②危機に対する体制整備と対応

②-2　現地における調整機能の確保
②-3　組織内での情報共有
②-4　部局間の役割の調整
②-5　職員の安否確認
②-6　被害情報等の収集・整理
②-7　国関係機関に被害情報等の報告
②-8　市町村等に被害情報等の伝達

○事案への具体的な対処措置
対象外
・ゲート操作、土嚢積み、堤防管理等
・住民等の避難誘導、救助
・負傷者の病院等への搬送　等

③関係機関との連携

③-1　県関連組織との連携
③-2　管内市町村との連携
③-3　消防との連携
③-4　国関係機関との連携
③-5　他の都道府県との連携
③-6　自衛隊との連携
③-7　医療機関（民間）との連携
③-8　その他関係機関との連携
③-9　外部の専門家集団の知見活用
③-10　NGO、ボランティア等との連携

④広報活動等

④-1　住民への情報提供
④-2　住民からの問い合わせへの対応
④-3　マスコミへの情報提供
④-4　マスコミからの問い合わせへの対応

復旧

○復旧活動等の実施
対象外
・復旧活動
・被災者に対する支援活動
・ゴミ、し尿処理

⑤その他

⑤-1　活動等の記録
⑤-2　活動等の進行管理

覚知・初動対応から対策本部設置に至るまでの機能の時系列（イメージ）

参考資料４－２

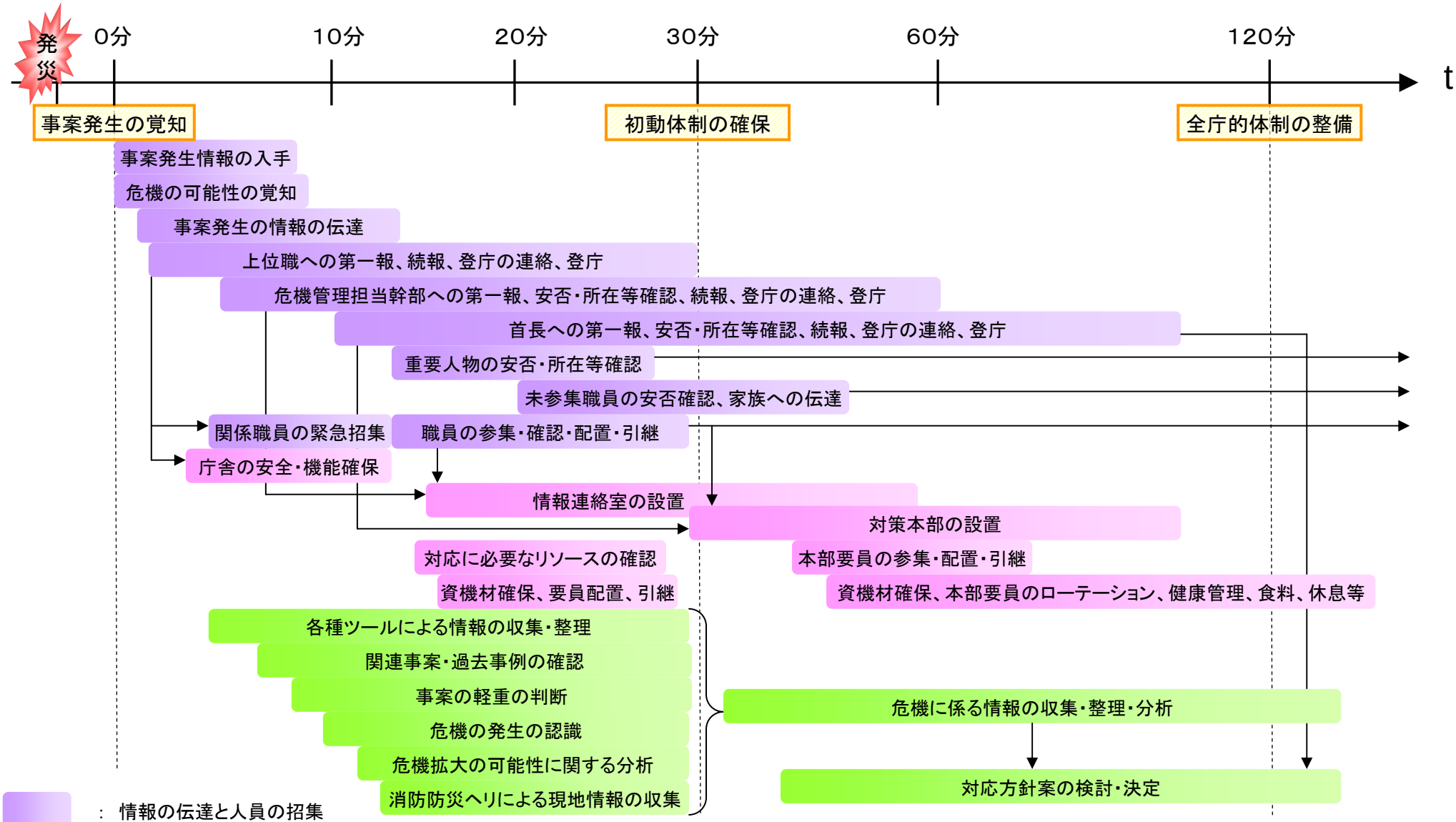

※　ここでは、勤務時間外に何らかの事案が発生し、徐々に危機であることが判明していく場合を想定しており、地震等予め対応を想定できる危機の場合には、各機能は時間を大幅に短縮して果たされることが期待される。

※　ボックスの記述はほぼ機能の小項目にしたがっているが、適宜集約している。

（参考）地震災害応急対応マニュアルのあり方等に関する研究会報告書（平成15年3月）

資料５

危機管理事案への対応のあり方

○　中間報告書を踏まえ、平成19年度において検討を行う事項）

１　初動体制の確保のあり方

２　関係機関との連携のあり方

３　「情報」に関する事項への対応のあり方

（中間報告書より）

③ 危機管理事案への対応のあり方

まず、地方公共団体において**いかに危機に対する初動体制を確保するかについて検討**する。その際、地方公共団体が対応すべき全ての危機に対して、遺漏なく適切な初動体制を取る方策について念頭において検討を行うこととする。

次に、実際に危機が発生している現場からの情報収集、関連情報の整理、住民やマスコミへの情報公開等、**「情報」に関する事項への対応のあり方について検討**する。実際の被害への対応を行うのと同時に、的確に「情報」に関する事項への対応を行うことが非常に重要であり、①の組織のあり方と連携させて検討を行う必要がある。

さらに、他の行政機関を始めとする、消防や警察、自衛隊や、医療機関等**関係機関との連携のあり方について検討**を行う。

1　初動体制の確保のあり方

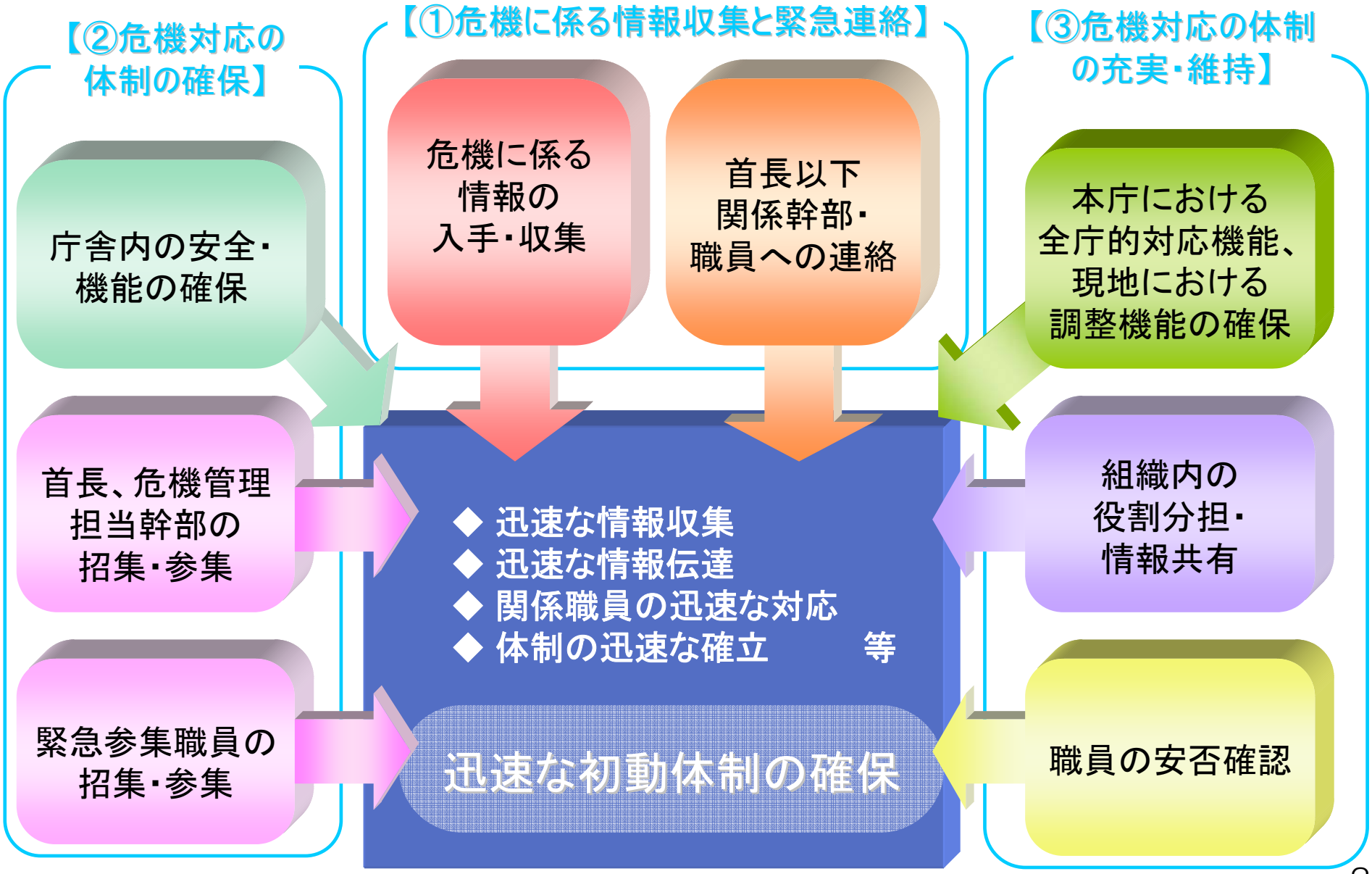

① 危機に係る情報収集と緊急連絡

（目的・目標） 危機か否か、どのような危機か、どれ程の影響があるか等全容が掴めないような状況であっても迅速に対応できるよう、情報を収集・伝達・共有し、状況に応じて臨機応変に対応可能な体制に移行できるだけの準備をすること。

【危機に適切に対応するために留意すべき事項 】

○ 危機になり得る事案についての対応漏れがないように、通報等を24時間受け付け、各担当部署、危機管理担当部署及び関係機関において情報を共有する。

○ 事案の担当部署以外の部署が最初に情報を入手した際には担当部署に伝達する。どの部署が担当であるか判断しにくいものもあるので、危機管理担当部署にも情報を伝達する。

○ 宿直では事案の分析が困難であることから、担当部署の中でも分析能力のある人間に連絡し、事態拡大の可能性等を分析させ、迅速な対応に活用する。

○ 情報を取り扱う際は5W1Hを意識し、WHAT（何が）、WHO（誰が）、WHEN（いつ）、WHERE（どこで）、WHY（なぜ）、HOW（どのようにして）の優先順位付けを行う。事案発生時においてはその全ての要素を満たさない場合であっても迅速に必要な範囲で情報を伝達・共有する。

○ 情報連絡の際、FAX、メール等一方的な方法を用いる場合には、相手方が受信しているか必要に応じて電話等により確認する。

○ 首長以下幹部級に連絡が取れない場合には、予め指定された代理者に連絡する。

○ 首長以下幹部級については、安否確認を漏らさず行う。

○ 電話による連絡がとれない地域については、携帯電話、防災行政無線、消防無線、衛星電話等の代替手段をとる。それでも情報が収集できない場合には、周囲の状況等から被害を推測し、積極的に対応する。

○ 担当者及び報告を受けた責任者は、他の都道府県、民間企業等で発生した危機事例についての情報も参考にし、入手した情報から想定される危機を先読みし、先手を打つ。

【平素から取り組むべき事項　】

○　危機の発生への対応がいつでも可能であるよう、危機担当部署等において24時間体制をとる。その際、宿直等の受付窓口であってもどういう事案はどこ（担当部署、関係機関）の誰（事案の分析担当者）が担当かということが分かるよう、予想される事案毎の連絡先一覧及び部署内の連絡網を作成しておく。

○　連絡網による連絡と同時に、携帯メール等の活用により、一斉通報も行えるようにしておく。

○　首長以下幹部級に連絡がとれない場合に、代わりに連絡をとるべき代理者を指定しておく。

○　情報を取り扱う際に確認しておくべき事項に漏れがないよう、情報の入手、収集及び伝達のためのフォーマットを用意しておく。

○　各担当部署において、危機に係る事案の分析担当者を予め定めておく。

② 危機対応の体制の確保

（目的・目標） 危機である又は危機になる可能性がある場合、危機の程度等に応じて関係幹部及び関係職員を緊急招集し、迅速に危機対応の体制を確保すること。

【危機に適切に対応するために留意すべき事項 】

○ 当該事案の担当部署は収集した情報と分析の結果を危機管理担当幹部に報告・協議し、さらに危機管理担当幹部は自らの分析と採るべき選択について首長に進言し、最終的に首長が事案の軽重及び当面の体制について事前の基準に照らして判断する。

○ 大地震等により都道府県の庁舎自体が危機に巻き込まれた場合には庁舎の安全性及び対策本部等設置場所の機能について確認・確保し、問題があるようであれば、代替施設で対応する。

○ 職員は個々参集することが予測されるが、十分な人員が確保できない状態においても一定の対応ができるよう重要な役割から果たしていき、参集状況に応じて徐々に拡大・分担していく。

○ 職員は個々参集することが予測されるが、個々に情報の伝達をしている余裕はないので、参集職員が自ら状況把握をできるよう随時更新した情報を紙で残しておく。

○ 情報連絡室・対策本部を設置するに当たっては、その責任者に登庁の連絡をした際に事前の基準に照らして設置の要否を確認しておき、責任者が登庁した際にはすぐ設置できるよう準備をしておく。

【平素から取り組むべき事項　】

○　事案の軽重を判断する基準について、危機の種類毎に予め定めておく。
○　緊急招集の対象となる職員の範囲について、危機の種類、規模等により予め定めておく。
○　対策本部等設置場所の代替施設を用意し、即座に使用できるよう一定の設備を整えておく。
○　危機管理担当幹部、首長等については複数の連絡手段を確保しておき、またどうしても連絡がとれない場合に備えて代理者を設定しておく。
○　危機対応の体制の構築について、十分な人員を確保できない場合を想定し、各人が様々な役割を行うことができるよう訓練しておく。
○　随時上がってくる情報を整理するフォーマットを作成しておく。
○　情報連絡室・対策本部の設置基準について予め定めておく。

③ 危機対応の体制の充実・維持

（目的・目標） 危機に対して安定的かつ的確に対応できるよう、体制を充実・維持すること。

【危機に適切に対応するために留意すべき事項 】

○ 参謀担当（危機管理担当幹部）は、入手した情報を最大限活用し、随時対策の優先順位等の対応方針を判断し、首長に進言する。

○ 役割区分（対策実施、対策支援、情報収集、情報集約、総合判断（参謀）、広報、本部運営、平常業務維持等）に応じて、バランス良く人員を配置する。

○ 長期の対応が必要な場合においても、対策本部要員の能力が最大限発揮されるよう、役割毎に人員のローテーションを実施し、必要な休息時間を確保する。

○ 長期の対応が必要な場合に備え、対策本部の維持（交替人員・補充資材）に配慮する。

○ できるだけ現場近くに職員を派遣し、自前での情報収集や現地での関係機関の調整に当たる。

○ 道路の寸断等により現地への移動に支障がある場合に、消防防災ヘリ等各種移動手段を用いる。

○ 現地においては、市町村、都道府県、各種支援機関等が連携して作業を効率的に行うことができるよう、現地調整所を設置する。

○ 各部局が持つ情報は情報集約担当に一元化し、集約された情報は全職員で共有する。

○ 安定的な体制確保のため、職員及びその家族等の安否確認を行う。

【平素から取り組むべき事項　】

○　情報連絡室・対策本部の設置基準、必要とする人員の規模及び役割分担を予め定めておく。

○　訓練等を通じて役割毎の事務量を把握し、役割区分を調整するとともに、やることリストを作成しておく。

○　参謀担当の幹部・職員については、十分な訓練・研修を受けておく。

○　必要な資機材を予め用意しておくとともに、機器の調達、補修、修理等のため関係事業者及びその連絡先をリスト化しておく。

○　電気等ライフラインが止まる事態に備え、バックアップを用意するとともに、ローテクでの対応の準備もしておく。

○　少なくとも３日程度の食料を備蓄しておく。

○　職員の家族構成を予め把握しておき、安否確認を効率的に行うことができるようにしておく。

２　関係機関との連携のあり方

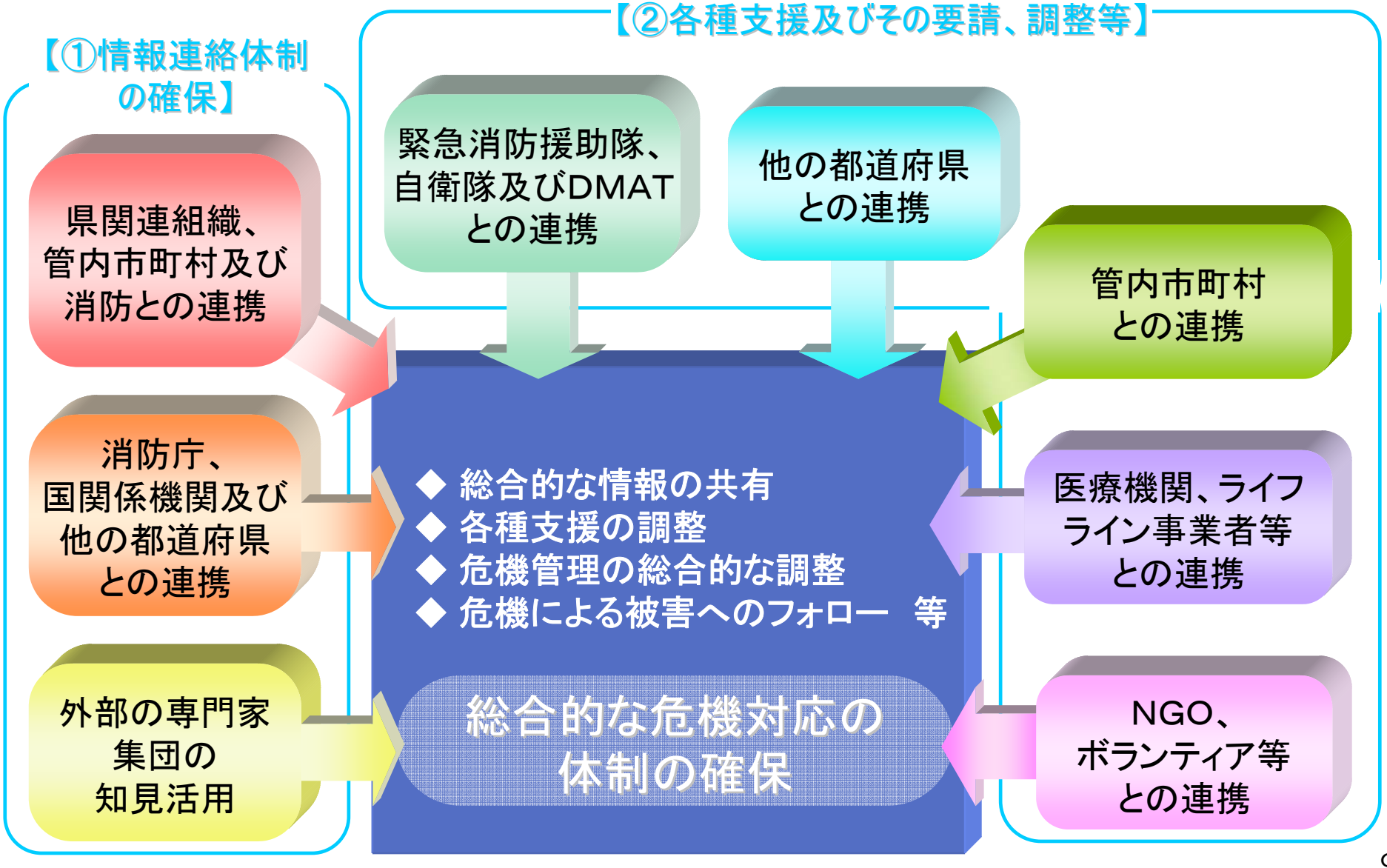

① 情報連絡体制の確保

（目的・目標） 関係機関から情報収集をするとともに、集約した情報を関係機関と共有することにより、全体として最も効率的な対応ができるよう、関係機関の間の総合的な情報連絡体制を確保すること。

【危機に適切に対応するために留意すべき事項 】

○ 各関係機関との連絡体制を確立し、相互に必要な情報を共有する。

○ 市町村における対応の進捗管理のため、被害、対応状況等に係る情報を積極的に取りに行く。

○ 過去に同種の危機を経験し、その原因究明、被害拡大の分析判断等のノウハウを持つ都道府県に助言を求める。

○ 危機の種類に応じて、当該分野の専門家（大学、研究機関、国関係機関等）の知見を活用する。特に、過去に類似の事案がなく対応が困難である場合には、専門家の知見が求められる。

【平素から取り組むべき事項 】

○ 訓練、連絡会議等を通して、関係機関及びその担当者の把握に努めることとする。

○ 関係機関毎の収集可能な情報、24時間連絡可能な窓口及びその連絡先をリスト化しておく。

○ 当該都道府県において経験したことのない危機を経験している他の都道府県とその連絡先のリストを作成しておく。

○ 予め事案毎に相談すべき専門家（大学、研究機関、国関係機関等）と連絡・調整をし、その連絡先のリストを作成しておく。

② 各種支援及びその要請、調整等

（目的・目標） 応急措置等について、中心的役割を果たす市町村を積極的に支援するとともに、全体の状況を把握しながら、必要に応じ、関係機関に対して要請、調整等を行うこと。

【危機に適切に対応するために留意すべき事項 】

○ 市町村の危機対応について、助言、進行管理し、対応に漏れがないよう支援する。

○ 市町村がその事務の全て又は大部分を行うことができないときは、都道府県が応急措置等について積極的に支援する。

○ 十分な危機対応ができるよう、必要に応じて、消防庁、近隣都道府県、自衛隊等に応援を要請する。

○ 全体最適な活動ができるよう、関係機関から派遣されてくる人員の適切な配備を支援する。

○ 都道府県を跨って危機が生じた場合に、対応能力に余力のある都道府県は必要に応じて、重度の危機にある都道府県を支援する。

○ 医師会、日本赤十字社、公的病院等との連携協力体制を確立し、速やかに医療救護班を出動させるとともに、医療救護所の支援、後方医療体制、医薬品・血液の供給など医療救護活動への支援、広域調整を行う。

○ 都道府県が全体の状況を把握した上で、ライフライン事業者等に対して地域、企業・個人等の復旧の優先順位について地域防災計画等を踏まえて助言し、調整する。

○ ボランティア活動について効率的に機能するよう、市町村、ボランティア団体、日本赤十字社、社会福祉協議会等の連携を支援し、必要な調整を行う。

【平素から取り組むべき事項　】

○　危機発生時に連携すべき関係機関と連絡調整窓口、連携事項、共有すべき情報とその管理等、指揮命令系統の明確化、合同訓練の要否、協定等の要否等について確認しておく。

○　連携すべき関係機関について、その連携事項と24時間対応の連絡先を合わせてリスト化する。

○　都道府県が行う市町村の事務に係る応急措置の代行等について、必要な事務等について把握しておく。

○　緊急消防援助隊については、都道府県知事が本部長となる緊急消防援助隊調整本部において部隊の配備が行われるところであり、その連携・調整について日頃より訓練しておく。

○　DMATについては、被災地の都道府県からの要請に基づくものであり、医療機関等との間で協定を締結しておく。

※DMATとは、Disaster　Medical　Assistance　Teamの略で、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆け付け、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

○　ライフライン事業者等と危機発生時の復旧の優先順位等について調整しておく。

○　ボランティア活動に期待する役割、受入体制等について予め明確にし、ボランティア団体、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して協力体制を確認しておく。

【都道府県知事による応急措置の代行（市町村の役割の補充）】

【 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）】

（都道府県知事による応急措置の代行）

第七十三条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

３　第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

【 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）】

（都道府県知事による代行）

第十四条　都道府県知事は、武力攻撃災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

３　第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

【他の都道府県との連携】

【 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）】

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

２　前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

２　前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

【指定公共機関との連携】

【 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）】

（指定公共機関等の応急措置）

第八十条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

【消防との連携（緊急消防援助隊に係る調整）】

【 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）】

（緊急消防援助隊）

第四十五条　緊急消防援助隊とは、前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

【 緊急消防援助隊運用要綱（平成十六年消防震第十九号）】

（緊急消防援助隊調整本部の設置）

第十条　緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、緊急消防援助隊調整本部を設置するものとする。緊急消防援助隊調整本部は、原則として、被災地が一の市町村の場合には当該市町村が設置するものとし、被災地が複数の市町村である場合には受援都道府県が設置するものとする。

２（略）

３　受援都道府県が緊急消防援助隊調整本部を設置する場合の構成員は、原則として、都道府県知事又はその委任を受けた者、被災地である市町村の派遣職員、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、受援都道府県代表消防機関の派遣職員とし、都道府県知事又はその委任を受けた者を本部長とし、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長を副本部長とする。この場合において、緊急消防援助隊調整本部は、消防庁、次条の後方支援本部及び第十四条の緊急消防援助隊指揮支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

（１）　指揮者との連携による緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。

（２）　関係機関との連絡調整に関すること。

（３）　各種情報の集約・整理に関すること。

（４）　緊急消防援助隊の後方支援に関すること。

（５）　その他必要な事項に関すること。

４　応援都道府県隊長は、努めて緊急消防援助隊調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。

５　緊急消防援助隊調整本部は、受援市町村名又は受援都道府県名を使用し、「〇〇市町村緊急消防援助隊調整本部」又は「〇〇都道府県緊急消防援助隊調整本部」と呼称する。

【自衛隊との連携　】

【 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）】

（災害派遣）

第八十三条　都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

２　防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

（国民保護等派遣）

第七十七条の四　防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

２　防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百八十三条において準用する同条第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長から同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る緊急対処保護措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

【 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）】

（自衛隊の部隊等の派遣の要請）

第十五条　都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置（治安の維持に係るものを除く。次項及び第二十条において同じ。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条の部隊等（以下「自衛隊の部隊等」という。）の派遣を要請することができる。

３ 「情報」に関する事項への対応のあり方

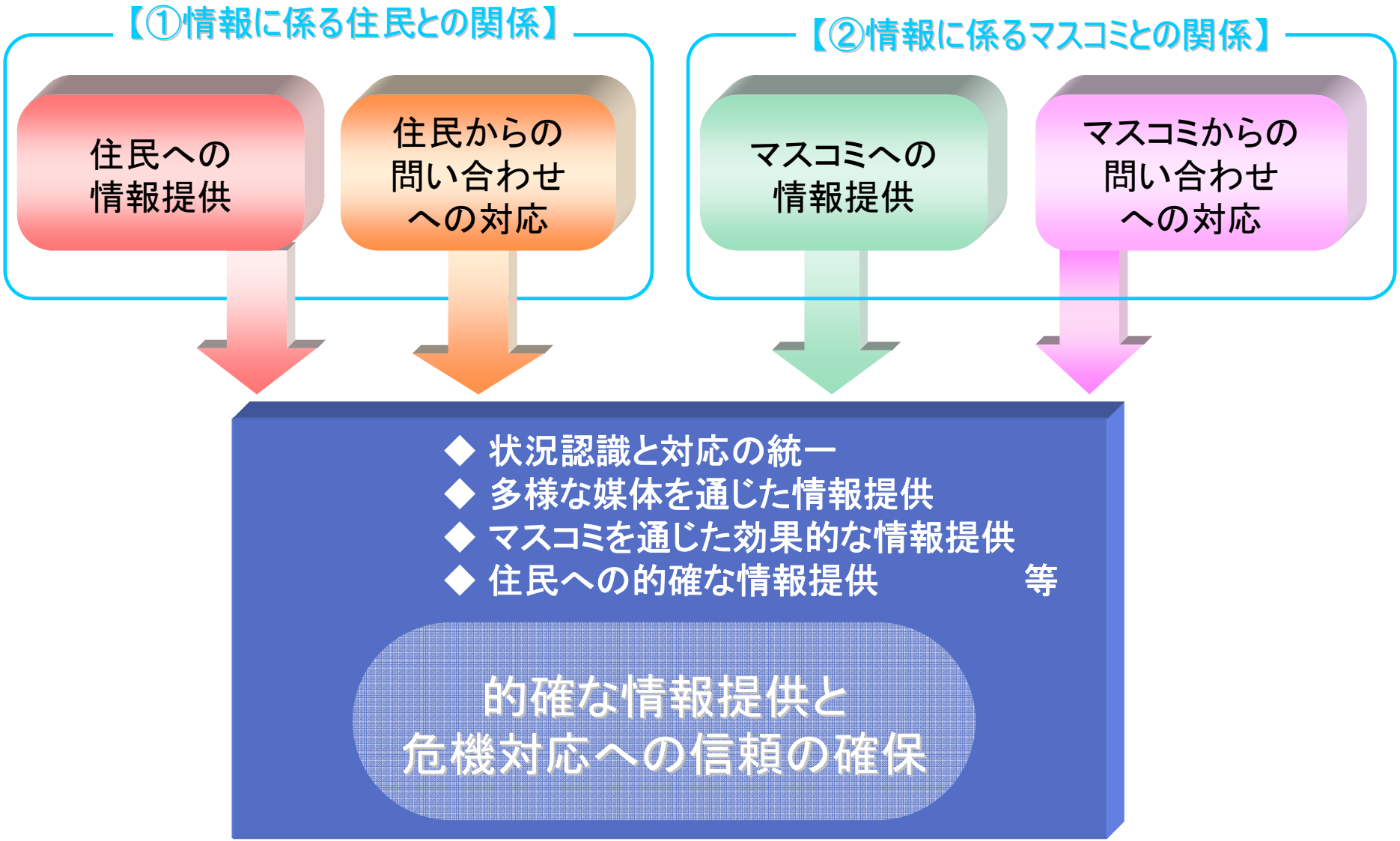

① 情報に係る住民との関係

（目的・目標） 危機について、必要とされる情報を適時的確に提供することで、住民の迅速かつ的確な行動を促すこと。

【危機に適切に対応するために留意すべき事項 】

○ 危機発生時においては、避難の指示等に係る情報の提供を最優先で行う。
○ 住民への情報提供において、マスコミは最も有効な媒体であり、可能な限り情報を提供していく。
○ 広報すべき内容の緊急度、重要度に応じ、報道発表、記者会見、ホームページの活用、関係機関への周知等の手段を有効に活用する。
○ 県民の過度な不安を解消するとともに、風評等による危機の拡大防止に配慮する。
○ 住民の立場に立って適時・適切に多様な媒体を通じた情報の提供を行う。特に、高齢者、障害者、外国人等の情報弱者に配慮する。
○ 随時十分な情報を多様な媒体を通して提供することで、問い合わせ対応の負担を軽減する。
○ 電話等の応対用にFAQを作成し、数字等の情報は随時更新し、常に最新の情報を提供していく。

【平素から取り組むべき事項 】

○ 危機発生時の情報提供の方法及び対応のあり方について、日頃から住民に周知・啓発を行い、住民の情報収集能力・危機対応能力の向上を図る。
○ 各地域の住民の特徴について市町村から情報を得ておき、危機発生時にも効果的な情報提供の方法を確保しておく。
○ 危機発生時によくある質問についてFAQのフォーマットを作成しておく。

② 情報に係るマスコミとの関係

（目的・目標） 素早く広い対象に情報を伝達する際に最も効果的なツールであるマスコミと連携し、危機について住民が求める情報を適時的確に提供すること。

【危機に適切に対応するために留意すべき事項 】

○ 情報の輻輳による混乱を防止するため、窓口を広報担当部署に一本化する。

○ 担当部署は広報担当部署と協議の上、危機、発表内容等のレベルに応じて、可能な限り報道発表、記者会見等を設定する。

○ 問い合わせ対応の負担を軽減するため、特に新しい情報がなくても、定時的に報道発表、記者会見等行う。

○ マスコミの「締切時間」に留意して、報道発表や記者会見の時間を設定する。

○ マスコミの報道を常にチェックしておき、誤った情報が流された場合には早期に訂正するよう連絡し、住民に混乱をもたらさないようにする。

○ オペレーション、方針決定等に支障が出ないよう、対策本部には本部要員のみが立ち入ることができるようにする。

【平素から取り組むべき事項 】

○ 危機発生時の報道機関との関係のあり方について、予め調整等しておく。

○ 危機、発表内容等のレベルに応じて、どういった方法でマスコミに情報提供するのか、誰が会見を行うか等の基準を設けておく。